

## 森林資源の循環利用による林業の成長産業化の実現を求める意見書

我が国は、森林が国土の約7割を占める世界有数の「森林国」である。森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等を通じて、我々の日常生活に欠くことのできない様々な恵みをもたらしている。また、我が国の森林は、戦後造林された人工林が本格的な利用期を迎えており、この豊かな森林資源の循環利用により、我が国の林業の成長産業化を実現し、山村地域に雇用と所得を創出し、地方創生に貢献することが期待されている。

本県においても、戦後の拡大造林により造成された人工林資源が収穫期を迎えており、また、複数の木質バイオマス発電施設が本格稼働するなど、新たな木材需要の創出も期待されている。

その一方で、林業を基幹産業とする中山間地域においては、木材価格の長期低迷や過疎化・高齢化の進行により担い手が不足し、間伐・再造林などの森林整備が適切に行われず、森林資源の循環利用を図るためには、速やかな再造林を推進することが喫緊の課題となっている。

加えて、野生鳥獣による被害も依然として発生している。

よって、国におかれては、森林の果たす役割の重要性を踏まえ、森林資源の循環利用による林業の成長産業化を実現するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 造林・間伐等、森林資源の循環利用を支えるために必要な森林整備予算を十分に確保すること。
- 2 CLT（直交集成板）の基準強度や設計法等の建築基準の整備を早期に進めるとともに、CLTを活用した建築物の整備促進など需要拡大を図るための対策を強化すること。
- 3 木材の需要拡大や国産材の安定的な供給体制を構築するため、平成27年度末で終了する「森林整備加速化・林業再生事業」において推進してきた各施策を今後とも継続的に実施できるよう、安定的な財源を確保すること。
- 4 森林整備等に要する費用を国民全体で負担する新たな仕組みを導入するなど、森林吸収源対策に必要な財源を安定的に確保すること。
- 5 鳥獣被害対策を強化するとともに、そのための予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長 大長大臣 大臣官 長	議院総務大臣 大長大臣 大臣官 長	議院総務大臣 大長大臣 大臣官 長	長官 大臣官 長	大山安麻林菅石	島崎倍生	理正晋太芳義	森昭三郎正偉茂	殿殿殿殿殿殿
---------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------	---------	------	--------	---------	--------